

明 産 第 1 0 2 4 号
令 和 7 年 8 月 3 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)
地域名 (地域内農業集落名)	細川 (細川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農林業センサスにおいて総農家数は19戸であり、内認定農業者は不在となっている。山地に囲まれた地域であり、棚田が多く、水稻・野菜などが耕作されている。山麓の農地について狭小で勾配もあるため高齢化が進む農家の現状では維持管理が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・野菜を中心に生産を行い、集落の維持のために農地等の管理を現在の活動員を中心に継続的に行い、自然災害や獣害対策について協議をしていく。
エリア内における現状の維持をしつつ高齢化が進む中、大字以外からの体制を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在実施している多面的支払交付金活用の農用地を中心に集落付近の農地も維持管理できるよう一体的に農地利用を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現状の耕作者で維持をしていきながら、高齢等で離農していく場合は、農地中間管理機構等を通じ担い手の確保を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮して、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特記事項なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県などの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状維持に向けた検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①大字周囲にある獣害対策用の柵について、管理を行い獣害防止を継続していく。
集落支援員の協力を受けて獣害対策について強化を行う。

⑩大字内の農道・水路等の施設について、多面的機能支払交付金を活用しながら担い手及び大字住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。